

奈良県感染症予防計画

令和 8 年 4 月
奈 良 県

はじめに

明治 30 年の伝染病予防法の制定以来 100 年が経過し、この間、医学・医療の進歩、公衆衛生水準の向上、国民の健康・衛生意識の向上、人権の尊重及び行政の公正性・透明性の確保の要請、国際交流の活発化、航空機による大量輸送の進展等、感染症を取り巻く状況は、大きく変化した。そこで、現代における感染症の脅威と感染症を取り巻く状況の変化を踏まえた施策の再構築が必要となり、平成 10 年、感染症法が制定された。

感染症を取り巻く状況は日々変遷し、それらに適切に対応する必要がある。また、感染症の発生の予防とまん延の防止、感染症の患者に対する良質かつ適切な医療の提供、感染症及び病原体等に関する調査の推進、病原体等の検査体制の確立、人材養成、啓発や知識の普及、特定病原体等を適正に取り扱う体制の確保とともに、国と地方公共団体、地方公共団体相互の連携と役割分担を明確にすることにより、感染症対策を総合的に推進する必要がある。このため、感染症法を制定後も数次にわたり改正が行われ、県では国の動きに呼応し、対応してきた。

例えば、平成 11 年には、感染症法第 10 条の規定に基づき、国の基本指針に即して「感染症の予防のための施策の実施に関する計画（奈良県感染症予防計画）」（以下「本計画」という。）を策定した。平成 16 年に重症急性呼吸器症候群（SARS）等への対応等を踏まえた改定を行い、平成 29 年には、国の基本指針、特定感染症予防指針の改正に伴い、本計画を見直すとともに、特定感染症予防指針に基づき、結核等の各種感染症の対策について本計画に統合した。

このたび、感染症法改正を踏まえて、新型コロナウイルス感染症対策で培った知見等を、次なる感染症危機の対応に生かせるよう、本計画の改定を行った。

本計画は、感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な計画であり、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）に基づく奈良県保健医療計画並びに新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく奈良県インフルエンザ等対策行動計画及び市町村行動計画がそれぞれ整合性の取れるように定め、もって、感染症対策を総合的かつ計画的に推進することが重要である。

目 次

第一 感染症の予防の推進の基本的な考え方

1. 事前対応型行政の構築	1
2. 県民一人ひとりに対する感染症の予防及び治療に重点を置いた対策	1
3. 人権の尊重	1
4. 健康危機管理の観点に立った迅速かつ的確な対応	1
5. 関係機関等の役割	1
6. 情報公開と個人情報の保護	3
7. 予防接種	3
8. 計画の見直し	3

第二 感染症の発生の予防のための施策に関する事項

1. 基本的な考え方	4
2. 感染症発生動向調査	4
3. 感染症対策と食品衛生、環境衛生及び動物衛生対策の連携	5
4. 関係機関及び関係団体との連携	5

第三 感染症のまん延の防止のための施策に関する事項

1. 基本的な考え方	6
2. 検体の採取等、健康診断、就業制限及び入院（対人措置）	6
3. 感染症の診査に関する協議会	7
4. 消毒等の措置（対物措置）	7
5. 積極的疫学調査	8
6. 指定感染症への対応	8
7. 新感染症への対応	8
8. 関係部門・機関が実施する対策との連携	8
9. 関係機関及び関係団体との連携	9

第四 感染症及び病原体等に関する情報の収集、調査及び研究に関する事項

1. 情報の収集、調査及び研究の推進	10
2. 関係機関及び関係団体との連携	10

第五 病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項

1. 基本的な考え方	11
2. 県等における方策	11
3. 県等における総合的な病原体等の検査情報の収集、分析及び公表のための体制の構築	11
4. 関係機関及び関係団体との連携	11

第六 感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する事項

1. 基本的な考え方	13
2. 国による医療の提供体制	13
3. 県による医療の提供体制	14
4. その他、感染症に係る医療の提供	15
5. 関係機関及び関係団体との連携	16

第七 感染症の患者の移送のための体制の確保に関する事項

1. 基本的な考え方	18
2. 県等における方策	18
3. 関係機関及び関係団体との連携	18

第八 宿泊施設の確保に関する事項

1. 基本的な考え方	19
2. 県等における方策	19
3. 関係機関及び関係団体との連携	19

第九 新型インフルエンザ等感染症外出自粛対象者又は新感染症外出自粛対象者の療養生活の環境整備に関する事項

1. 基本的な考え方	20
2. 県等における方策	20
3. 関係機関及び関係団体との連携	20

第十 感染症の予防又はまん延防止のための総合調整・指示の方針に関する事項

1. 基本的な考え方	21
2. 県における総合調整又は指示の方針	21

第十一 感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権の尊重に関する事項

1. 基本的な考え方	22
2. 県等における方策	22
3. その他の方策	22
4. 関係機関及び関係団体との連携	22

第十二 感染症の予防に関する人材の養成及び資質の向上に関する事項

1. 基本的な考え方	23
2. 県等における人材の育成	23
3. 医療機関等における感染症に関する人材の養成及び資質の向上	23
4. 医師会等における人材の養成及び資質の向上	23
5. 関係機関及び関係団体との連携	23

6. 健康危機発生に備えた対応訓練の実施	24
----------------------	----

第十三 感染症の予防に関する保健所の体制の確保に関する事項

1. 基本的な考え方	25
2. 県等における感染症の予防に関する保健所の体制の確保	25
3. 関係機関及び関係団体との連携	25

第十四 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止、病原体等の検査の実施並びに医療の提供のための施策に関する事項

1. 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止並びに医療の提供のための施策	27
2. 緊急時における国との連絡体制	27
3. 緊急時における市町村及び他の都道府県との連絡体制	27
4. 県等と関係団体との連絡体制	28
5. 緊急時における情報提供	28

第十五 その他感染症の予防の推進に関する重要事項

1. 施設内感染の防止	29
2. 自然災害時の感染症対策	29
3. 動物由来感染症対策	29
4. 外国人に対する情報提供等	29
5. 薬剤耐性（Antimicrobial resistance：AMR）対策	30

第十六 特定感染症予防指針

1. 結核対策	31
2. 後天性免疫不全症候群・性感染症対策	38
3. 麻しん対策	39
4. 風しん対策	39
5. 蚊媒介感染症対策	40
6. インフルエンザ等対策	41

略称一覧

本計画では、以下の略称を用いる。

本計画での表記	正式名称・意味など
感染症法	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）
感染症法施行規則	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成 10 年厚生省令第 99 号）
新興感染症	新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症
新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間	新型インフルエンザ等感染症等（新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症）に係る発生等の公表が行われたときから新型インフルエンザ等感染症等と認められなくなった旨の公表等が行われるまでの間
感染症指定医療機関	特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関、第一種協定指定医療機関、第二種協定指定医療機関及び結核指定医療機関（感染症法第 6 条第 12 項）
県等	県及び保健所設置市
外出自粛対象者	宿泊施設若しくは居宅若しくはこれに相当する場所から外出しないことの協力を求められた新型インフルエンザ等感染症又は新感染症の患者（感染症法第 44 条の 3 第 2 項を準用する指定感染症にあっては、当該感染症の患者）
IHEAT	新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われた場合その他の健康危機が発生した場合（以下「健康危機発生時」という。）において外部の専門職を有効に活用することを目的とし、健康危機発生時に地域における保健師等の専門職が保健所等の業務を支援する仕組み
IHEAT 要員	IHEAT に登録し、保健所等への支援の要請を受ける旨の承諾をした外部の専門職